

「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」中間案に対するご意見と県の考え方

- 1 意見公募期間：令和8年6月25日（木）から7月24日（金）まで
- 2 意見数：5件
- 3 意見の内容及び意見に対する県の考え方：下表のとおり

対応区分

- ① 反映する：意見や提案内容を反映させていただくもの（2件）
- ② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されている(含まれている)もの（2件）
- ③ 参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの（1件）
- ④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの（0件）

No	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する県の考え方
1	全般	男女雇用機会均等法の制定から40年以上、男女共同参画社会基本法の制定から25年以上が経過し、以前と比べて一定の改善は見られます。しかし、職場・地域・家庭において、固定的な性別役割分担意識をはじめとするジェンダーバイアスは依然として根強く残っていると感じています。 本計画の基本政策に掲げている「めざす姿」には強く共感します。 個人の意識変革は容易ではありませんが、若い世代はもとより、あらゆる世代の方が性別という障壁なく生きられる社会の実現に向けて、多角的な啓発・教育を粘り強く継続していただくようお願いします。	②	誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）と、女性や若者に選ばれる持続可能な地域の実現につながるよう、あらゆる世代の意識変革に粘り強く取りんでまいります。
2	全般	国は「2020年代の早期に指導的地位に占める女性割合30%」を目標として掲げていますが、現状では十分に進んでいないと感じています。 本計画において「政策・方針決定過程への女性参画拡大」が重点事項として位置づけられていますが、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画を加速化することは、社会全体のジェンダーギャップ解消にも直結すると考えます。実効性のある取組を推進し、加速化していただきたいと思います。	②	政策・方針決定過程への女性の参画拡大は男女共同参画社会を実現するために不可欠なものであるため、引き続きあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を推進してまいります。
3	性の多様性全般	6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく基本計画が策定されました。 この計画をふまえて、三重県でも県民の理解が進むよう、取組を一層進めていただきたいと思います。	①	県では国の法律・計画に先立ち条例を制定し取組を進めています。今般新たに国の基本計画も策定されたことから、引き続き性の多様性に関する理解の増進に取り組んでまいります。 また、国の基本計画の策定について、8ページ「1 国内外の情勢」に記載します。

No	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する県の考え方
4	24ページ 基本施策 Ⅰ－i	内容が女性の働きやすさやキャリアアップのための施策に偏っており、男性の働きやすさの実現に取り組むという視点がない。男性の長時間労働の是正や子育てへの参画についての記述はあるが、女性のキャリアを中断させないことが目的になっており、男性のための施策になっていない。男性が直面する働き方の問題を解消することにも重点を置くべきだ。	①	男性が直面する働き方の課題を解消することも非常に重要なことであると認識しており、いただいた意見をふまえ、「男性の働き方の見直しを実現する」等の文言を加え、その意図がより伝わるよう修正します。
5	30ページ 基本施策 Ⅱ－i	管理職への登用や昇進は性別でなく個人の能力で判断されるべきであり、女性の管理職を増やすことを目的にするのはおかしい。管理職に就かなくても、自分の能力や専門性を生かして自分らしい働き方ができることが重要ではないか。	③	性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分発揮し希望する働き方ができること、政策・方針決定過程への女性の参画拡大はともに重要であると認識しています。 意欲と能力のある女性管理職の増加は、政策・方針決定過程における男女共同参画の実現につながるものです。 そのため、今後も誰もが前向きに自分のキャリアを考え、個性と能力を十分発揮して働き続けられるよう取組を進めてまいります。